

第403回南国市議会定例会会議録

第7日 平成30年6月25日 月曜日

出席議員

1番 神崎隆代	2番 植田豊
3番 浜田憲雄	4番 山中良成
5番 岩松永治	6番 西川潔
7番 土居恒夫	8番 高木正平
9番 有沢芳郎	10番 中山研心
11番 前田学浩	12番 村田敦子
13番 岡崎純男	14番 小笠原治幸
15番 野村新作	16番 浜田和子
17番 浜田勉	18番 土居篤男
19番 福田佐和子	20番 西岡照夫
21番 今西忠良	

—*—

欠席議員

なし

—*—

出席要求による出席者

市長 平山耕三	副市長 村田功
参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 西山明彦	参事兼財政課長 渡部靖
参事兼企画課長 松木和哉	情報政策課長 原康司
危機管理課長 山田恭輔	税務課長 高野正和
市民課長 崎山雅子	子育て支援課長 田内理香
長寿支援課長 島本佳枝	保健福祉センター 所長 高橋元和
環境課長 谷合成章	農林水産課長 古田修章
商工観光課長 長野洋高	建設課長 西川博由
地籍調査課長 横山聖二	都市整備課長 若枝実
上下水道局長 橋詰徳幸	会計管理者兼 参事兼会計課長 橋田裕子

福祉事務所長	岩原富美	教育長	大野吉彦
教育次長兼 学校教育課長	伊藤和幸	生涯学習課長	中村俊一
監査委員 事務局長	細川千秋	農業委員会 事務局長	土橋愛
消防長	小松和英		

—————

議会事務局職員出席者

事務局長	秋田節夫	次長	公文知子
書記	門脇智哉		

—————

議事日程

平成30年6月25日 月曜日 午前10時開議

- 第1 議案第1号 平成30年度南国市一般会計補正予算
- 第2 議案第2号 平成30年度南国市水道事業会計補正予算（第1号）
- 第3 議案第3号 南国市データヘルス計画評価策定委員会設置条例
- 第4 議案第4号 南国市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第5号 南国市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第6号 南国市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第7号 南国市税条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第8号 南国市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第9号 上倉・瓶岩北辺地に係る総合整備計画（第1次変更）について
- 第10 議案第10号 消防ポンプ自動車購入契約の締結について
- 第11 議案第11号 消防ポンプ自動車購入契約の締結について
- 第12 議案第12号 災害対応特殊消防ポンプ自動車購入契約の締結について

- 第13 承認要求書
第14 議員派遣の件

-----*

本日の会議に付した事件

日程第1より日程第14まで
議発第1号より議発第7号まで

-----*

午前10時2分 開議

○議長（岡崎純男） これより本日の会議を開きます。

-----*

議案第1号から議案第12号まで

○議長（岡崎純男） この際、議案第1号から議案第12号まで、以上12件を一括議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。総務常任委員長浜田憲雄議員。

-----*

平成30年6月21日

南国市議会議長 岡崎純男様

総務常任委員長

浜田憲雄

総務常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果	理由
第1号	平成30年度南国市一般会計補正予算 第1条歳入歳出予算の補正 歳入の部	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める

	歳出第9款消防費 第2条地方債の補正		
第7号	南国市税条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第9号	上倉・瓶岩北辺地に係る総合整備計画（第1次変更）について	原案を可決すべきもの	適当と認める
第10号	消防ポンプ自動車購入契約の締結について	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第11号	消防ポンプ自動車購入契約の締結について	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第12号	災害対応特殊消防ポンプ自動車購入契約の締結について	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める

*—————

〔3番 浜田憲雄議員登壇〕

○3番（浜田憲雄） 総務常任委員会の審査の経過並びに結果につきまして、御報告を申し上げます。

今期定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第1号、議案第7号、議案第9号から議案第12号まで、の6件であります。

去る21日に委員会を開催し、執行部から副市長初め関係課長の出席を求め、慎重に審査を行いましたので、以下、順次御報告申し上げます。

まず、議案第1号平成30年度南国市一般会計補正予算で当委員会に付託されました第1条歳入歳出予算の補正中、歳入の部、歳出第9款消防費、第2条地方債の補正についてであります。

歳入歳出補正予算の規模は1億2,666万3,000円の増額であり、歳入では、県支出金2,500万円、基金繰入金2,085万4,000円及び市債9,740万円を増額し、国庫支出金1,659万1,000円を減額するものです。

歳出では、消防費関係では、常備消防費40万9,000円、後免防災活動拠点施設整備に係る消防施設費3,820万円及び災害対応特殊救急自動車購入に係る公用車管理費2,659万4,000円を増額計上しております。

審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号南国市税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法が改正されたことに伴い、中小企業の設備投資に係る固定資産税の特例措置の軽減割合について条例で定めることとされたため、本条例の一部を改正するものであり、適当と認め、原案を可決すべき

ものと決しました。

次に、議案第9号上倉・瓶岩北辺地に係る総合整備計画（第1次変更）についてにつきましては、新たに林道及び橋りょうの整備を行うため、上倉・瓶岩北辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を変更するに当たり、議会の議決を求めるものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号消防ポンプ自動車購入契約の締結についてにつきましては、南海分団稲生班の消防ポンプ自動車を購入するに当たり、5月16日に見積競争を実施した結果を受けて、契約の締結について議会の議決を求めるものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号消防ポンプ自動車購入契約の締結についてにつきましては、岡豊分団中島班の消防ポンプ自動車を購入するに当たり、5月23日に見積競争を実施した結果を受けて、契約の締結について議会の議決を求めるものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

最後に、議案第12号災害対応特殊消防ポンプ自動車購入契約の締結についてにつきましては、南国市消防署の災害対応特殊消防ポンプ自動車を購入するに当たり、5月30日に見積競争を実施した結果を受けて、契約の締結について議会の議決を求めるものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（岡崎純男） 産業建設常任委員長山中良成議員。

—————*—————

平成30年6月21日

南国市議会議長 岡崎純男様

産業建設常任委員長

山中良成

産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第

103条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果	理由
第 1 号	平成30年度南国市一般会計補正予算 第 1 条歳入歳出予算の補正 歳出第 6 款農林水産業費 第 8 款土木費	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 2 号	平成30年度南国市水道事業会計補正予算（第 1 号）	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 8 号	南国市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償 支給条例の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める

＊

〔4 番 山中良成議員登壇〕

○4 番（山中良成） 産業建設常任委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

今期定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、議案第 1 号、2 号、8 号の以上 3 件であります。去る 21 日に委員会を開催し、関係課長の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、以下、順次御報告を申し上げます。

まず、議案第 1 号平成30年度南国市一般会計補正予算、第 1 条歳入歳出予算の補正、歳出第 6 款農林水産業費、第 8 款土木費についてであります。歳出として、農林水産業費関係では、複合経営拠点支援事業費補助金に係る農業振興育成補助金等事業費 3,333 万 4,000 円及び中山間振興費 412 万 6,000 円を増額計上するもので、土木費関係では、瓶岩北辺地に整備を予定している橋梁の実施設計業務委託料等に係る橋梁新設改良事業費 2,400 万円及び都市再生整備事業費 3 億 4,000 万円を増額計上し、街路事業南国駅前線整備事業費 3 億 4,000 万円を減額計上するものであります。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第 2 号平成30年度南国市水道事業会計補正予算（第 1 号）については、収益的支出において、給水装置内の漏水に係る水道料金の軽減による特別損失として、上水道事業費用を 50 万円増額するものであります。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第 8 号南国市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例については、「地域おこし協力隊員」の応募を促し、より良い人材の確保につなげ

るため、報酬を増額するものであります。審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

なお、地域おこし協力隊員について、より意欲的に活動していただくためにも充実した職務内容にするようにとの意見があったことを申し添えます。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（岡崎純男） 教育民生常任委員長村田敦子議員。

＊

平成30年6月21日

南国市議会議長 岡崎純男様

教育民生常任委員長

村田敦子

教育民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果	理由
第 3 号	南国市データヘルス計画評価策定委員会設置条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第 4 号	南国市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案を修正すべきもの	別紙修正案のとおり
第 5 号	南国市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める

第 6号	南国市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
------	--	------------	--------

*—————

議案第4号南国市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に対する修正案

議案第4号南国市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を下記のとおり修正する。

記

改正規定から『第59条の27中「関する規定」を「関する規程」に改める。』を削る。

*—————

〔12番 村田敦子議員登壇〕

○12番（村田敦子） 教育民生常任委員会の審査の経過並びに結果につきまして御報告を申し上げます。

今期定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、議案第3号から議案第6号までの4件であります。

去る6月21日、関係課長の出席を求め、慎重に審査を行いましたので、御報告を申し上げます。

まず、議案第3号南国市データヘルス計画評価策定委員会設置条例につきましては、平成28年3月に「データヘルス計画」を策定し、今後も更に効果的かつ効率的に事業を推進していく必要があるため、新たなデータヘルス計画評価策定委員会を設置するため、地方自治法の規定により本条例を制定するもので、適当と認め、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号南国市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたこと等に伴い、改正するもので、改正の主な内容は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護を提供する者のうち政令で定める者を、介護保険法施行規則に定める介護職員初任者研修課程を修了した者に限るとしたもので

あります。

しかし、本条例の第59条の27中「関する規定」を「関する規程」に改めるは、もうすでに改められていますので、文中の『第59条の27中「関する規定」を「関する規程」に改める。』を削除することとした別紙修正案のとおり、修正すべきものと決しました。また、修正部分を除く部分については、原案のとおり適当と認めることと決しました。なお、修正案につきましては、お手元に配布させていただいております。

最後に、議案第5号南国市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第6号南国市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、平成30年4月1日の介護保険法の改正に伴い、引用条項を修正するもの及び事業者の利用者に対するサービスの提供に関する記録の保存期間を2年間から5年間に変更するものであり、適当と認め、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、教育民生常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしく願います。

○議長（岡崎純男） これにて委員長の報告は終わりました。

—————*—————

○議長（岡崎純男） これよりただいまの委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

—————*—————

○議長（岡崎純男） これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 討論を終結いたします。

—————*—————

○議長（岡崎純男） これより採決に入ります。

まず、議案第1号から議案第3号まで、以上3件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第3号まで、以上3件はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号を採決いたします。委員長の報告は修正であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号から議案第12号まで、以上8件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、議案第5号から議案第12号まで、以上8件はいずれも原案のとおり可決されました。

＊

承認要求書

○議長（岡崎純男） 日程第13、承認要求書を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長から委員会所管事項の調査に関する承認要求書が提出されております。

＊

承認要求書

総務常任委員会、産業建設常任委員会、教育民生常任委員会、議会運営委員会は、議会閉会中下記事件を調査いたしたいので承認されるよう南国市議会会議規則第98条の規定により要求します。

記

1. 事 項 本委員会の所管に属する事項
1. 目 的 所管事項の把握
1. 方 法 委員会開催・調査のための視察等
1. 期 間 調査終了まで

平成30年6月25日

南国市議会議長 岡崎 純 男 様

総務常任委員長 浜 田 憲 雄

産業建設常任委員長 山 中 良 成

教育民生常任委員長 村 田 敦 子

議会運営委員長 西 川 潔

＊

○議長（岡崎純男） お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長から提出されました承認要求書を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、承認することに決しました。

＊

議員派遣の件

○議長（岡崎純男） 日程第14、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件につきまして、会議規則第159条の規定によりお手元に配付しておりますとお決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件はお手元にお配りしましたとお決定することに決しました。

＊

○議長（岡崎純男） この際、お諮りいたします。ただいま決しました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長に一任をお願いしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

＊

議発第1号から議発第7号まで

○議長（岡崎純男） ただいま議発第1号から議発第7号まで、以上7件の意見書が提出をされましたので、お手元へ配付いたしました。

＊

議発第1号

地方財政の充実・強化を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成30年6月25日提出

提出者	南国市議会議員	中山研心
賛成者	〃	土居恒夫
〃	〃	前田学浩
〃	〃	岩松永治
〃	〃	高木正平
〃	〃	西岡照夫
〃	〃	植田豊
〃	〃	山中良成
〃	〃	浜田憲雄
〃	〃	野村新作
〃	〃	有沢芳郎
〃	〃	小笠原治幸
〃	〃	今西忠良
〃	〃	西川潔
〃	〃	浜田和子
〃	〃	神崎隆代
〃	〃	浜田勉
〃	〃	村田敦子
〃	〃	土居篤男
〃	〃	福田佐和子

南国市議会議長 岡崎 純男 様

.....
議発第1号

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面しています。

一方、地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要があります。

こうした状況にもかかわらず、社会保障費の圧縮や「公的サービスの産業化」など地方財政をターゲットとした歳出削減にむけた議論が加速しています。とくに、「トップランナー方式」の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小につながるものが危惧されるものとなっています。「インセンティブ改革」とあわせ、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものです。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面を担保するのが地方財政計画の役割です。しかし、財政再建目標を達成するためだけに歳出削減が行われ、結果として不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。

このため、2019年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立をめざすことが必要です。このため、政府に以下の事項の実現を求めます。

記

1. 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。
2. 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者

自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。

3. 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止・縮小を含めた検討を行うこと。
4. 災害時においても住民の命と財産を守る防災・減災事業は、これまで以上に重要であり、自治体庁舎をはじめとした公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと。また、2015年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。
5. 地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。

同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。

6. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

同時に、地方交付税原資の確保については、臨時財政対策債に過度に依存しないものとし、対象国税4税（所得税・法人税・酒税・消費税）に対する法定率の引き上げを行うこと。

7. 自治体の基金残高を、地方財政計画や地方交付税に反映させないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月25日

南 国 市 議 会

内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 様
内 閣 官 房 長 官	菅 義 偉 様
総 務 大 臣	野 田 聖 子 様
財 務 大 臣	麻 生 太 郎 様
経 済 産 業 大 臣	世 耕 弘 成 様
内閣府特命担当大臣	梶 山 弘 志 様

(地方創生規制改革担当)

内閣府特命担当大臣 茂 木 敏 充 様

(経済財政政策担当)

＊

議発第2号

地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇
改善と雇用安定に関する意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成30年6月25日提出

提出者	南国市議会議員	中山 研 心
賛成者	〃	土 居 恒 夫
〃	〃	前 田 学 浩
〃	〃	岩 松 永 治
〃	〃	高 木 正 平
〃	〃	西 岡 照 夫
〃	〃	植 田 豊
〃	〃	山 中 良 成
〃	〃	浜 田 憲 雄
〃	〃	野 村 新 作
〃	〃	有 沢 芳 郎
〃	〃	小笠原 治 幸
〃	〃	今 西 忠 良
〃	〃	西 川 潔
〃	〃	浜 田 和 子
〃	〃	神 崎 隆 代
〃	〃	浜 田 勉
〃	〃	村 田 敦 子
〃	〃	福 田 佐和子

賛成者 南国市議会議員 土居篤男

南国市議会議長 岡崎純男様

.....
議発第2号

地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇
改善と雇用安定に関する意見書

2016年に実施した総務省調査によると、自治体で働く臨時・非常勤職員は全国で約64万人とされ、いまや自治体職員の3人に1人が臨時・非常勤職員です。職種は行政事務職のほか保育士、学童指導員、学校給食調理員、看護師、医療技術者、各種相談員、図書館職員、公民館職員、学校教育など多岐にわたり、その多くの職員が、恒常的業務に就いており、地方行政の重要な担い手となっています。

こうした状況を受け、2017年5月11日には地方公務員法及び地方自治法の一部改正法が成立し、新たに「会計年度任用職員」制度が導入されるなど、非常勤職員を法的に位置づけるとともに、職務給の原則に基づき、常勤職員との均等待遇が求められています。

つきましては、行政サービスの質の確保と、臨時・非常勤職員の待遇改善、雇用安定の観点から、次のことが措置されるよう強く要望いたします。

記

1. 各自治体において、地方公務員法及び地方自治法の改正趣旨が十分に反映されるよう、必要な財源の確保について特段の配慮を行うこと。
2. 非正規労働者の格差是正を求める「同一労働同一賃金」の法改正の動向も踏まえ、パートタイム労働法の趣旨を、「会計年度任用職員」に適用させるよう法整備をはかること。
3. パートタイムの「会計年度任用職員」に勤勉手当や退職手当の支給を認めていない地方自治法を改正すること。
4. 会計年度任用職員の処遇改善、雇用安定をはかるため、任期の定めのない短時間勤務職員制度の導入について検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月25日

南国市議会

内閣総理大臣	安倍晋三様
内閣官房長官	菅義偉様
総務大臣	野田聖子様
財務大臣	麻生太郎様
厚生労働大臣	加藤勝信様

—*—

議発第3号

日本年金機構の情報セキュリティー対策の見直しを求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成30年6月25日提出

提出者	南国市議会議員	浜田和子
賛成者	〃	野村新作
〃	〃	浜田憲雄
〃	〃	山中良成
〃	〃	植田豊
〃	〃	西岡照夫
〃	〃	高木正平
〃	〃	岩松永治
〃	〃	前田学浩
〃	〃	土居恒夫
〃	〃	有沢芳郎
〃	〃	中山研心
〃	〃	小笠原治幸
〃	〃	西川潔
〃	〃	神崎隆代
〃	〃	今西忠良
〃	〃	土居篤男

賛成者 南国市議会議員 村 田 敦 子
" " 浜 田 勉
" " 福 田 佐和子

南国市議会議長 岡崎 純男 様

.....
議発第3号

日本年金機構の情報セキュリティー対策の見直しを求める意見書

日本年金機構がデータ入力を委託した株式会社SAY企画の入力漏れと入力誤りにより、本年2月支払い時の源泉徴収額に誤りが発生した。しかも、当事業者は契約違反である再委託まで行っていた。日本年金機構は、平成27年5月にもサイバー攻撃を受けて個人情報の流出問題を起こしている。

莫大な個人情報を管理する機関が二度にわたって情報問題を引き起こしたことは、年金制度や個人情報保護制度の信頼を損ねる重大な問題である。複雑化した年金制度を正確かつ公正に運営しなければならない日本年金機構は、信頼回復のため、下記の通り情報セキュリティー対策を抜本的に見直すべきである。

記

1. 外部有識者の調査組織により、本事案の業務プロセスを徹底的に検証すること。
2. 委託業者の作業進捗管理手法や納品物の検証・監査体制を確立すること。
3. 日本年金機構が保有する氏名、生年月日、住所、電話番号等の個人情報保護の在り方を再検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月25日

南 国 市 議 会

内 閣 総 理 大 臣 安 倍 晋 三 様
厚 生 労 働 大 臣 加 藤 勝 信 様

-----*-----

議発第4号

ヘルプマークのさらなる普及推進を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成30年6月25日提出

提出者	南国市議会議員	神崎隆代
賛成者	〃	有沢芳郎
〃	〃	前田学浩
〃	〃	岩松永治
〃	〃	高木正平
〃	〃	西岡照夫
〃	〃	植田豊
〃	〃	山中良成
〃	〃	浜田憲雄
〃	〃	野村新作
〃	〃	土居恒夫
〃	〃	小笠原治幸
〃	〃	今西忠良
〃	〃	中山研心
〃	〃	西川潔
〃	〃	浜田和子
〃	〃	土居篤男
〃	〃	村田敦子
〃	〃	福田佐和子
〃	〃	浜田勉

南国市議会議長 岡崎 純男 様

.....
議発第4号

ヘルプマークのさらなる普及推進を求める意見書

義足や人口関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など外見からは容易に判断が難しいハンディのある方が、周囲に援助や配慮が必要であることを知らせるヘルプマーク及びそのマークを配したヘルプカードについては、平成24年に作成・配布を開始した東京都をはじめ、導入を検討・開始している自治体が増えている。特に昨年7月に、ヘルプマークが日本工業規格（J I S）として制定され、国としての統一的な規格となってからは、その流れが全国へと広がっている。

このヘルプマーク及びヘルプカードについては、援助や配慮を必要とする方が所持・携帯していることはもちろんのこと、周囲でそのマークを見た人が理解していないと意味を持たないため、今後は、その意味を広く国民全体に周知し、思いやりのある行動をさらに進めていくことが重要となる。

しかし、国民全体における認知度は、いまだ低い状況にある。また、公共交通機関へのヘルプマークの導入など課題も浮き彫りになってきているところである。

よって、政府においては、心のバリアフリーであるヘルプマーク及びヘルプカードのさらなる普及推進を図るため、下記の事項について取り組むことを強く求める。

記

1. 「心のバリアフリー推進事業」など、自治体が行うヘルプマーク及びヘルプカードの普及や理解促進の取り組みに対しての財政的な支援を今後も充実させること。
2. 関係省庁のホームページや公共広告の活用など、国民へのさらなる情報提供や普及、理解促進を図ること。
3. 鉄道事業者など自治体を越境している公共交通機関では、ヘルプマーク導入の連携が難しい状況にあるため、今後はスムーズな導入が図れるよう国としての指針を示すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月25日

南 国 市 議 会

内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 様
厚 生 労 働 大 臣	加 藤 勝 信 様
国 土 交 通 大 臣	石 井 啓 一 様

議発第5号

日本政府が核兵器禁止条約の批准作業を進めることを求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成30年6月25日提出

提出者	南国市議会議員	福 田 佐和子
賛成者	〃	西 岡 照 夫
〃	〃	野 村 新 作
〃	〃	岩 松 永 治
〃	〃	高 木 正 平
〃	〃	植 田 豊
〃	〃	浜 田 憲 雄
〃	〃	山 中 良 成
〃	〃	土 居 恒 夫
〃	〃	前 田 学 浩
〃	〃	有 沢 芳 郎
〃	〃	中 山 研 心
〃	〃	今 西 忠 良
〃	〃	浜 田 勉
〃	〃	村 田 敦 子
〃	〃	土 居 篤 男
〃	〃	小笠原 治 幸
〃	〃	西 川 潔
〃	〃	浜 田 和 子
〃	〃	神 崎 隆 代

南国市議会議長 岡崎 純男 様

.....

議発第5号

日本政府が核兵器禁止条約の批准作業を進めることを求める意見書

広島と長崎の被曝から今年で73年を迎えようとしています。

ヒバクシャはこの間、国際政治の場で自らの体験を語ってきました。核兵器の非人道性、核爆発の凄まじさ、その悲惨さは世界の共通認識になっています。

このような長年の努力が実を結び昨年7月、国連は3分の2にのぼる加盟国と世界の市民社会の支持を得て、核兵器禁止条約を採択しました。

禁止条約は核兵器を明文上も違法化し、世界の核実験のヒバクシャの救済措置も明記しました。人類は核兵器廃絶に向けて歴史的な一歩を踏み出しました。

しかし、核保有国とそれと同盟する日本をはじめとする国々は「核抑止力」論に固執し、これに背を向けています。

唯一の戦争被爆国として必要なことは、核兵器のない世界の実現に向けて、禁止条約を支持し、調印、批准し、世界の世論をリードすることです。

ヒバクシャの平均年齢は80歳を超えました。ヒバクシャの「生きているうちに核兵器廃絶を」の声を受け止め「核兵器のない世界」を実現するために力をつくすことが求められています。

日本政府として、核兵器禁止条約の批准手続きを進めるよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月25日

南 国 市 議 会

衆 議 院 議 長	大 島 理 森 様
参 議 院 議 長	伊 達 忠 一 様
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 様
外 務 大 臣	河 野 太 郎 様

＊

議発第6号

全国一律の最低賃金制度の確立と最低賃金の大幅引き上げによる地域活性化そしてそれを可能にする中小企業支援策拡充を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成30年6月25日提出

提出者	南国市議会議員	土居篤男
賛成者	〃	西岡照夫
〃	〃	野村新作
〃	〃	岩松永治
〃	〃	高木正平
〃	〃	植田豊
〃	〃	浜田憲雄
〃	〃	山中良成
〃	〃	土居恒夫
〃	〃	前田学浩
〃	〃	有沢芳郎
〃	〃	中山研心
〃	〃	今西忠良
〃	〃	浜田勉
〃	〃	福田佐和子
〃	〃	村田敦子
〃	〃	小笠原治幸
〃	〃	西川潔
〃	〃	浜田和子
〃	〃	神崎隆代

南国市議会議長 岡崎 純男 様

.....
議発第6号

全国一律の最低賃金制度の確立と最低賃金の大幅引き上げによる地域活性化そしてそれを可能にする中小企業支援策拡充を求める意見書

2014年に地方創生会議・人口減少問題検討分科会が発表した「増田レポート」は、人口減少に苦しむ地方自治体に大きな衝撃を与えた。高知市（330,916人・2018年4月1日）には、県人口（708,182人・2018年4月1日）の約47%が集中している点から見れば、東京に人口が集中する日本の縮図にも映るが、人口ダムとなるべき高知市から県外への流出に歯止めがかからず、少子高齢化も重なり地域は大きく疲弊している。

その要因の1つには、あまりにも大きな最低賃金の格差が存在する。高知県の最低賃金737円（時間額）に比べ、東京都の最低賃金は958円（時間額）と、実に221円もの開きがある。年間1800時間（フルタイム）働くとすれば、40万円もの差となる。最低賃金の格差は、労働者全体の賃金格差にも大きく影響を与えている。地方と都心部との最低生計費がそれほど変わらないことは、生計費調査からも明らかであり、最低賃金の格差は、人口流出を助長する要因となっている。東京への人口の一極集中を是正し、地域が存続し続けて行く政策の1つとして、全国一律の最低賃金制度の確立が必要である。

また、全国一律の最低賃金制度となれば、高知県の最低賃金は大きく引き上がることとなり、地域経済への波及効果も期待できる。最低賃金の引き上げによる地域経済への波及効果は、地域経済の底上げともなり、地域での雇用創出や人口定着という人口減少対策ともなる。さらに、現行の高知県の最低賃金である737円では、年間で132万6,600円と「ワーキングプア」の水準である。そのことから考えても、最低賃金の大幅引き上げは必要である。

その一方で、中小零細企業の割合が多い高知県では、いくら経済波及効果が期待できたとしても、最低賃金の上昇は、短期的に見れば負担増となり、経営が圧迫され雇用への影響も懸念される。この問題に対しては、国が社会保険料の負担免除など、具体的かつ効果的な中小企業支援策を講じる事が必要である。

以上の趣旨より、以下の項目の早期実現を求め、意見書を提出する。

記

1. 政府は、全国一律の最低賃金制度を創設し、地域間格差を縮小させること。
2. 政府は、ワーキングプアをなくすため、最低賃金を大きく引き上げること。
3. 政府は、中小企業への支援策を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月25日

南 国 市 議 会

内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 様
厚 生 労 働 大 臣	加 藤 勝 信 様
中央最低賃金審議会会長	仁 田 道 夫 様
高 知 労 働 局 長	古 田 宏 昌 様
高知地方最低賃金審議会会長	近 藤 啓 明 様

— * —

議発第7号

義務・高校標準法を改正し、抜本的な教職員定数増を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成30年6月25日提出

提出者	南国市議会議員	村 田 敦 子
賛成者	〃	中 山 研 心
〃	〃	今 西 忠 良
〃	〃	前 田 学 浩
〃	〃	土 居 恒 夫
〃	〃	西 岡 照 夫
〃	〃	植 田 豊
〃	〃	浜 田 憲 雄
〃	〃	山 中 良 成
〃	〃	野 村 新 作
〃	〃	西 川 潔
〃	〃	浜 田 和 子
〃	〃	神 崎 隆 代
〃	〃	高 木 正 平
〃	〃	岩 松 永 治
〃	〃	有 沢 芳 郎

賛成者	南国市議会議員	小笠原 治 幸
〃	〃	土 居 篤 男
〃	〃	浜 田 勉
〃	〃	福 田 佐和子

南国市議会議長 岡崎 純男 様

.....
議発第7号

義務・高校標準法を改正し、抜本的な教職員定数増を求める意見書

文部科学省が2016年に全国の小・中学校を対象に実施した教職員勤務実態調査の結果、前回調査（2006年）よりいっそう時間外勤務が増大し、教職員の働き方がますます深刻な事態となっていることが明らかになりました。

教職員の長時間過密労働は、子どもと向き合う時間を削り、肉体的にも精神的にも教職員を追い詰め、子どもたちの教育に専念することを困難にしています。「教材研究ができなく、子どもたちに申し訳ない」「明日の授業準備さえままならない」などの悲痛な声が学校にあふれています。今や長時間過密労働は教職員の労働問題や健康問題にとどまらず、「教育の質」を確保し向上させる課題にも影響を及ぼしているのです。

深刻さを増す長時間過密労働の背景には、「全国学力・学習状況調査」等を中心とした過度な競争主義や、改訂学習指導要領による管理・統制などがあります。

教職員のいのちと健康を守り、長時間過密労働を解消するとともに、子どもたちにゆきとどいた教育を実現するために、抜本的な教職員定数改善がもとめられています。市区町村教育長の97%が定数改善を求めているとの報道もあり、校長会などからも定数改善を求める声が出ています。

また、産育休・病休代替や加配教職員が見つからずに「教育に穴があく」といわれる教職員の未配置問題が全国各地に広がっています。その要因として、都道府県教育委員会が正規採用ではなく臨時・非常勤教職員による安上がりの配置を可能とした「総額裁量制」や「定数くずし」などの国の制度があります。標準法改正で教職員定数を増やすことと正規採用による教職員増をすすめることが必要です。

2017年に義務標準法が一部改正され、通級指導や日本語指導などの基礎定数化が始まりました。こうした動きを契機に、教職員定数の標準を抜本的に改正することが必要です。

よって、南国市議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請します。

記

1. 国の責任で教職員定数増をすすめること。
2. 義務標準法および高校標準法を改正し、教職員定数改善計画を策定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月25日

南 国 市 議 会

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	伊達忠一様
内閣総理大臣	安倍晋三様
文部科学大臣	林芳正様
財務大臣	麻生太郎様
総務大臣	野田聖子様

—————*—————

○議長（岡崎純男） お諮りいたします。この際、以上7件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

—————*—————

○議長（岡崎純男） お諮りいたします。ただいま議題となりました7件は、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————*—————

○議長（岡崎純男） これより採決に入ります。

議発第1号から議発第7号まで、以上7件を一括採決いたします。以上7件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、議発第1号から議発第7号まで、以上7件は原案のとおり可決されました。

—————*—————

○議長（岡崎純男） 以上で今期定例会に付議されました事件は議了いたしました。

これにて第403回南国市議会定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午前10時22分 閉会